

保育士さんの就労を 応援します！



山口県内の保育所等において保育士として2年間
従事すると **全額返還免除！**



無利子で貸付け！

♡ **募集期間** 令和7年7月1日(火)～令和7年12月19日(金) (※必着)

★保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務するときのこどもの保育料の一部を貸付けます

貸付対象者

令和6年12月1日以降に勤務を開始し、以下のいずれかの要件を満たす方
ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要します。
○未就学児を持つ保育士であって、保育所等に新たに保育士として勤務する方
○保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって産休・育休から復帰する方

貸付額

月額27,000円以内
(保育料の半額・未就学児が何人いても上記の額以内)

貸付期間

勤務開始日から**1年間以内**

★就職準備金貸付

潜在保育士が、保育士として再就職するための準備に必要な費用を貸付けます

貸付対象者

令和6年12月1日以降に勤務を開始し、以下の要件のいずれも満たす方
ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要します。
また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた方は除きます。
○保育所・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・幼稚園を離職した又は勤務経験のない方
○保育所等に新たに勤務される方 ただし、指定保育士養成施設在学中に採用が内定し、卒業後速やかに勤務する方を除く
○山口県福祉人材センターもしくは山口県保育士バンクに登録を行う方
(登録のための求職票は、裏面記載のホームページからダウンロードしてください。)
★就職準備金の使途の例：通勤に使用する自転車の購入費、勤務に使用する被服費など

貸付額

400,000円以内(1人一回限り)

★こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務するときのこどもの預かり支援に関する事業(ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業等)を利用する料金の一部を貸付けます

貸付対象者

以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士の方 (※勤務開始日は問いません)
○未就学児を持ち、保育所等を利用している方
○保育所等における勤務の時間帯(早朝勤務や時間外勤務等)により、こどもの預かり支援に関する事業を利用される方

貸付額

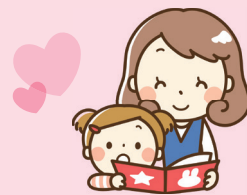
年額123,000円以内(利用料の半額)

貸付期間

2年間以内

※保育所等とは

- 1 保育所
- 2 幼稚園のうち教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設
- 3 認定こども園
- 4 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業
- 5 病児保育事業
- 6 一時預かり事業
- 7 乳児等通園支援事業
- 8 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- 9 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- 10 企業主導型保育事業



貸付金の返還の免除



1 全額免除

○山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

○業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

2 一部免除

○一部免除は、保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

貸付金の返還



貸付金の返還については次のとおりです。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

○県内の保育所等で、2年間引き続き業務に従事しなかったとき

※償還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。返還方法は、月賦の均等払いによります。繰り上げ返還や一括返還もできます。

★返還の債務の猶予について…災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときは、履行期限の到来していない返還の債務履行を猶予できます。

申請の手続き方法



貸付内容や条件等の詳細は、山口県社会福祉協議会山口県福祉人材センターのホームページにてご案内していますのでご確認ください。申請様式等はホームページよりダウンロードし、申請はすべて勤務する保育所等で取りまとめて提出してください。

なお、貸付事業を利用可能な施設であるか、勤務先等へ事前確認を経てから当センターに申請してください。

問い合わせ
申請先



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター・保育士就職支援金貸付事業担当

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号 KDDI維新ホール3階

☎ 083-902-2355



ホームページ

<https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索